（備考） １・２　（略） ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 別紙様式第５号（第７条関係） （略） （備考） １　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 ２　（略） 別記様式第６号（第８条関係） （略） （備考） １　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 ２　（略）	（備考） １・２　（略） ３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 別紙様式第５号（第７条関係） （略） （備考） １　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 ２　（略） 別記様式第６号（第８条関係） （略） （備考） １　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 ２　（略）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○農林水産省・国土交通省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、海岸法施行規則及び公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
国土交通大臣　石井　啓一

海岸法施行規則及び公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

（海岸法施行規則の一部改正）

第一条　海岸法施行規則（昭和三十一年農林省建設省運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第七の二、様式第八及び様式第十中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年農林水産省・運輸省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。